

リユース業界を取り巻く法的環境の整理 実施計画(案)

1. 目的と概要

リユース業は、古物営業法に基づき中古品の売買を行い、廃棄物処理法などその他の関連法令を遵守しなければならない。一方、不用品回収業者には、古物営業法や廃棄物処理法の許可を得ないで、消費者から違法に使用済製品やリユースに適さない廃棄物を回収・引き取る不適正・違法な事業者が存在しており、一般消費者との間でトラブルを起こしている。

各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、他の不適切な事業者との差異化を明確にするために、廃棄物処理法、個別リサイクル法(家電リサイクル法等)を中心に、リユース業界が遵守すべき法的環境の整理を行う。

整理した結果については、概要版パンフレット(4ページ程度)を作成し、リユース事業者への配布・周知徹底を行う。

なお、本検討については、研究会分科会にて集中的に議論を行うものとする。

2. 具体的な検討方法(案)

(1) リユース業界団体における取組み等の現状把握・整理

リユース業界団体(JRCA、JRO、JRAA)においては、優良事業者支援策・法令遵守徹底に向けた取組を進めている。具体的には、認証ガイドラインの策定、電子マニフェストシステムの構築、リユース検定制度などの取組みを自主的に進めている。

各団体が進めるこれらの取組を踏まえて、商材となるリユース品の買取、リユース品の販売、売れ残った商品等の廃棄などの各行為について、リユース事業者が遵守すべき事項について整理を行う。

(2) 関連法令・通達等に関する整理

廃棄物処理法、個別リサイクル法を中心に、リユース業に関わる事項の整理を行う。業界団体の取組を踏まえて整理した「リユース事業者が遵守すべき事項」に沿って、リユース品の買取・販売・廃棄の中で、廃棄物処理法、個別リサイクル法と関連する事項の整理を行う。

具体的には、遵守すべき事項(例えば、引き取りの際に、廃棄物収集運搬業の許可なく廃棄物の収集運搬を行ってはいけない等)と、その根拠となる法令・通達、必要に応じて判例なども合わせて整理・把握する。

文献調査・有識者へのインタビュー調査や研究会分科会での委員からのご意見などより内容を精査することとする。

3. 検討スケジュール（予定）

【第1回 研究会分科会（12月頃）】

- ・リユース業界を取り巻く法的環境の整理方針について
- ・リユース業界団体における関連法令遵守に向けた取組

【第2回 研究会分科会（1月頃）】

- ・関連法令とリユース業との関係（途中整理案）について

【第3回 研究会分科会（2月頃）】

- ・関連法令とリユース業との関係（案）、普及啓発用パンフレット（案）について
- ・リユース業界による法令遵守に向けた更なる促進方策の検討

4. 分科会メンバー（予定）

三橋 規宏	千葉商科大学 名誉教授
阿部 鋼	阿部記念法律事務所 弁護士
岩城 吉英	大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課
杉 研也	日本リユース業協会 事務局
田崎 智宏	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室 室長
手塚 一郎	清和大学法学部 講師
波多部 彰	一般社団法人日本リユース機構 代表理事
藤田 惇	一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 代表理事

(以上)